

[事案 29-67] 契約無効請求

・平成 30 年 3 月 30 日 裁定打切り

<事案の概要>

保険料の払込回数を 1 回と誤解して契約したことを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 8 月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 親が自分に対して生前贈与する金員を保険料の原資とすることが契約の前提とされていたが、このことは、親の意向に沿ったものではない。
- (2) 募集人は、契約内容について十分な説明を行っていない。
- (3) 親は年金生活者であり、年間 100 万円を 10 年間支払うことは困難である。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は、申立人の親が、相続税対策のため、申立人に生前贈与した金員により申立人が保険に加入することを望んだため、その希望に従い締結したものである。申立人の親が申立人に対して毎年保険料の原資を支払うことも、申立人の親の意向に沿ったものである。
- (2) 募集人は、設計書およびご契約のしおり等を用いて、申立人および申立人の親に対して、契約内容を説明している。
- (3) 申立人は、平成 27 年 9 月に減額を行っているが、これは、当社が契約取消の申し出に応じられない旨を伝え、申立人が了解して、減額手続きを選択したものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を実施した。なお、申立人の親は疾病により、事情聴取は実施できなかった。また、募集人については、一名はすでに退職済みで連絡が取れず、もう一名は体調不良で静養中のため、事情聴取は実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 契約時の具体的な説明の経緯・内容については、その内容を客観的に裏付ける証拠は提出されていないので、事実の認定は当事者の事情聴取によるほかない。しかしながら、上記のとおり、申立人以外の事情聴取を行うことができなかった。
- (2) 以上の事情を踏まえると、募集人から申立人に対して、募集時に具体的にどのような説明があったかという点について、当審査会の手続きで明らかにすることはできない。